

平成30年秋田県の大雨に係る「インボイス光」特別措置

この度の秋田県における大雨の影響により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、被災された「インボイス光」をご利用中のお客様に対する支援措置を下記の通り、実施致します。

①避難指示・避難勧告が発令された地域で、発令期間が24時間を超えた場合

【特別措置】

「発令から解除までの期間」が連続して24時間の単位で日数（※ 1）を計算し、お申し出不要で基本料金等（※ 2）を無料とします。

②避難に伴う仮住居等への移転工事が生じた場合

【特別措置】

お客様のお申し出に基づき、移転の工事費を一度に限り無料とします。

（※ 1）対象となる期間は、連続する24時間の単位で日数を計算いたします。（例：30時間の場合は、1日分の基本料金を無料とします。）

（※ 2）インボイス光、インボイスひかり電話サービス約款に定める月額利用料が対象となります。ただし、インボイスひかり電話の通話料（インボイスひかり電話プラスの無料通話分を含む）、従量課金分については無料対象外となります。

■対象エリア（平成30年5月22日現在）

・秋田県秋田市の次の地域

下新城岩城字上向、下新城岩城字下向、下新城岩城字右馬之丞、下新城岩城字槻ノ木
下新城笠岡字堰根、仁井田二ツ屋一丁目、仁井田二ツ屋二丁目、仁井田字小中島
仁井田字新中島、仁井田潟中町、仁井田目長田一丁目、仁井田目長田二丁目、
仁井田目長田三丁目、仁井田福島一丁目、仁井田福島二丁目、仁井田緑町、仁井田露見町
大住一丁目、大住二丁目、大住三丁目、太平中関、太平八田、太平山谷、太平目長崎
広面字糠塚、広面字谷内佐渡、広面字釣瓶町、御野場七丁目、御野場二丁目、柳田
牛島南一丁目、牛島南二丁目、牛島字東潟敷、牛島東七丁目、牛島東五丁目
牛島東六丁目、牛島東四丁目、牛島西四丁目、牛島西三丁目、牛島西二丁目
金足堀内、金足片田

※今後、対象地域が追加された場合は、同様の措置を拡大します

■対象サービス：インボイス光（アクセス回線、ひかり電話、リモートサポート、レンタル機器）

■②のご申告期間：平成30年6月29日まで

本件に関するお問い合わせ

株式会社インボイス インボイス光カスタマーセンター（平日9:00～17:30）
TEL：0120-881-086